

平成二十一年三月十日受領
答弁第一七八号

内閣衆質一七一第一七八号

平成二十一年三月十日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出内閣総理大臣に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出内閣総理大臣に関する質問に対する答弁書

日本国憲法は、第六十七条第一項前段において「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。」と規定している。